スイッチングほか自由化に必要となる業務上の課題(低圧・一般家庭向け)

2016/12/15

パターン	1.システム上のステータス変更	2.スイッチング開始申込			3.申込取り消し		4.供給停止の取消
該当電力会社	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	東京、関西(その他については実績が無いため、今後 同様の事象が発生するかどうかは現時点では不明)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)
エラーメッセー ジ	Т	『スイッチング廃止取次情報の登録に失敗しました』	『その他エラーの理由により廃止取次判断NGとなりま した』	『供給地点特定番号エラーの理由により廃止取次判断NGとなりました』	『申込が取り消されました』	Т	『系統連系設備がございますので、ご確認願います』
概況	切替(スイッチング)等の需要家ステータス変更につ いてシステム上へ即日反映、能動的な反映が不可	当社以外の他事業者による経緯・原因不明の古い廃 止取次が残っているため、当社からの廃止取次依頼 のオーダーを受け付けない状況	当社で実績・掌握できているのは、現小売事業者が 相違している場合	合	起因が当社からの場合を含め、様々な理由により送 配電事業者にてスイッチング支援システム上の申込 を取り消した際に発生	マッチング後のキャンセル処理については現行では 書面手続が必要	当社で掌握している事象としては、太陽光や自家発電等の系統連系設備(パワコン等)も停止対象となるということ示唆した内容との理解
課題点 • 要望	可また、「7.契約中に再点有り」の状況のおいて、切替日当日にステータスが変わらないのが契約中再点が原因なのか、ステータス変更に時間がかかっているだけなのかが判断できない。 切替当日(ないしは翌日)にシステム上からステータス変更の確認ができるようシステム改修をお願いした	止取次オーダーを取り消してもらうように」といった指示・連絡が送配電から当社小売に対してある。 本事象については、お客さま対応への迅速な対応という観点で、上記連絡を新小売である当社を経由する必要な無いと思われ、送配電から直接OCCTOへ依頼をすれば良いものと考える。	が、電話が繋がりにくく、解決に時間がかかりスイッチング開始日の変更を余儀なくされる状況が散見される。	ていることから、原因の特定、解消に時間を要していいる。 供給地点特定番号相違以外のエラーには使用しないよう運用ルールを統一し、それ以外については左記同様にエラーメッセージを種類を増やすか、自由記入	解除するまでには至らず、解約処理をするには需要 家の意思確認が必要となるため、現小売なのか需要 家なのか等、誰の依頼で取り消し処理をしたのか送 配電連絡メモでいただきたい。	ず、新現双方から2重課金となって請求が発生が散	本オペレーションは、料金滞納が解消された場合に供給停止の取り消しを行うものだが、当該需要家への電力供給は継続され、系統連系設備にも影響は生じないと考えられるため、本エラーmsgは不要ではないか? それ以外で、小売事業者に求められる対応事項があるのであればご教示いただきたい。

パターン	5.スイッチング廃止	6.事業者切替直前でのアンペア変更	7.契約中に再点有り	8.供給地点特定番号の変更	9.切替日が検針日の近傍	10.お客さま番号の取得	11.需要家設備の掌握
該当電力会社	東京	北海道、東北、東京、九州(アンペアブレーカ契約採 用エリア)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	関西、中国	北海道、関西、(中部)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	全電力(北海道、東北、東京、九州)
エラーメッセー ジ	_	_	_	_	_	_	_
	当社から東電に戻る(スイッチング)オペレーションにおいて、東電からの手続・処理が何らかの理由で遅れてマッチング期間終了後となった場合、当社へ連絡ないまま、一度却下されたスイッチング廃止オーダーを本来フローには無い『遡及』でのマッチングを行った状況	事業者切替契約後、切替が実施される間に現小売事 業者に依頼しアンペア変更がなされた状況	既に入居中であり、スイッチング開始申込で手続すべ きところを再点で登録している為手続き不可となる	供給地点特定番号の変更が比較的頻繁に発生している		検針票が需要家の手元にない場合、供給地点特定 番号およびお客さま番号の取得が困難	設備情報照会の情報だけでは、エコキュート、蓄熱式 温水器および一括受電物件についての情報が得られない
課題点 • 要望	側で把握できず、場合によっては需要家に対し、当社と東電の双方から料金請求が行くこともあり、その解消のために当社側システムでのパッチ修正作業が大きな負担となっている。 遡及ではなく、再度当社(現小売)に対してスイッチン 労廃止の依頼を行う、といった本来のフローにて対応 願いたい。 ないしは、スイッチングの基本フローである東電(新小売)からの廃止取次依頼を起点としたフローに対応で	①スイッチング申込みがされている状況において、旧 小売事業者側ではアンペア変更ができないようにす る、もしくは、 ②切替がされた場合には新小売事業者に対してシス テム上でそれが通知される ③開始申込みの登録の際にkVA、kW、Aを入力する	ず、お客さま対応が遅れる。 同一需要家名で再点のオーダがあった場合は、ほと んどの場合はスイッチングとの間違いであると考えら れるため、エラーメッセージの発出をお願いしたい	チング支援システムの仕様や業務フロー等に取り決めがされていないため、都度都度の手運用となり業	度送配電に問合せており、業務効率化のためルール 化が望まれる。	また、北海道においては電話での対応は不可としている。 お客さま番号についてはなりすまし防止目的と理解しているが、北海道と関西においては2つの番号が事実上同じ(お客さま番号+特定の数字=供給地点特	負荷機器と併せて負荷設備契約となっている場合が 多く、しかし現地の分電盤には通常負荷用に取り付け られたブレーカーがあるため、需要家からのヒアリン グだけではブレーカー契約と区別が困難。 一括受電についてはシステム上で一切反映がないた めお客さまからの問い合わせに対応できない。 また、マンションに住む当社電力加入者が、何の連絡

パターン	12.住所地番と供給地点特定番号の精度	13.制限中止割引	14.確定使用量の再提供	15.廃止予定のある定例検針日	16.新築・設備変更時の工事会社対応	17.スマメ交換工事不調	
該当電力会社	関西(その他については実績無、ヒアリングも未実 施)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	東京、(中部)	東京	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	全電力(北海道、東北、東京、関西、中国、九州)	
エラーメッセージ	_	_	_	_	_	-	
概況	住所地番の登録にあたっては現地確認等はせず、小売事業者や物件建主からの申告のみで行うとのことから、万が一誤登録があったとしてもそれは送配電事業者の瑕疵とはならず、それにより発生した誤請求や小売事業者間の交渉の仲立等を行う責任は一切無い、との見解	現時点ではオンライン処理ができないことから、広域	主に誤データが発生した場合にデータの再提供が実施されるが、全く同一のものが提供される場合もあり、提供ルールが曖昧である		そもそも自由化に伴う小売事業者、送配電事業者の 役割分担、各種工事の申し込み方を知らない工事会 社が散見される	スマメエ事実施の際に、工事会社が需要家に対して メータ交換の目的(スイッチング/検満)の説明をせず、アポイント連絡等も一方的、不躾な対応から詐欺 と勘違いされることもあり、工事不調となる事象が散見される	
	誤登録およびそれに伴う誤請求の実際の発生件数は 当該電力会社エリアにおいてまだ1件ではあるが、送 配電事業者が番号登録の精度に責任は無いというこ とは、小売事業者としては現地確認を必ず行う等の 自衛策をとる必要があるが、実際このような対応は困 難であることから、まずは責任箇所の明確化が望ま れる			時点では手作業によるパッチ修正が必要となっているため、早急に改善をお願いしたい。	①「ウチは●●電力さん(旧一般電気事業者)の仕事しか受けない」といって需要家からの工事依頼を断る②小売事業者である当社への申込み・了解なしで当社に対応メニューのない温水器等の設備工事を行ってしまう ③工事に必要な設計にかかるコストは工事料金に含め需要家の負担となるのにもかかわらず、小売事業者に請求をしてくる	等は言えないとの見解があったが、事業者名は明か さなくとも工事・交換の目的については説明すべきと 考える	